

新生涯学習制度における士会「承認」症例検討会および研修会等に関する指針

本指針は、新制度における職場基盤型学習の趣旨に基づき、**会員の所属施設等で開催される症例検討会および研修会等**について、愛知県士会として新生涯学習制度の中の修了要件やポイント取得を認めるための要件を示すものです。

士会「承認」症例検討会

取得できる単位

前期研修対象者：D-2(修了要件1コマ、聴講1.5hにより取得)
※D-2受講は自施設に実地指導者(登録理学療法士)がない場合のみ
後期研修対象者：E1神経、E2運動器、E3内部障害
修了要件6コマ(3領域それぞれ2コマ)
発表1回(0.5h)=1コマ/聴講3回(1.5h)=1コマ

開催要件

協会指定の開催要件は協会マニュアルに記載

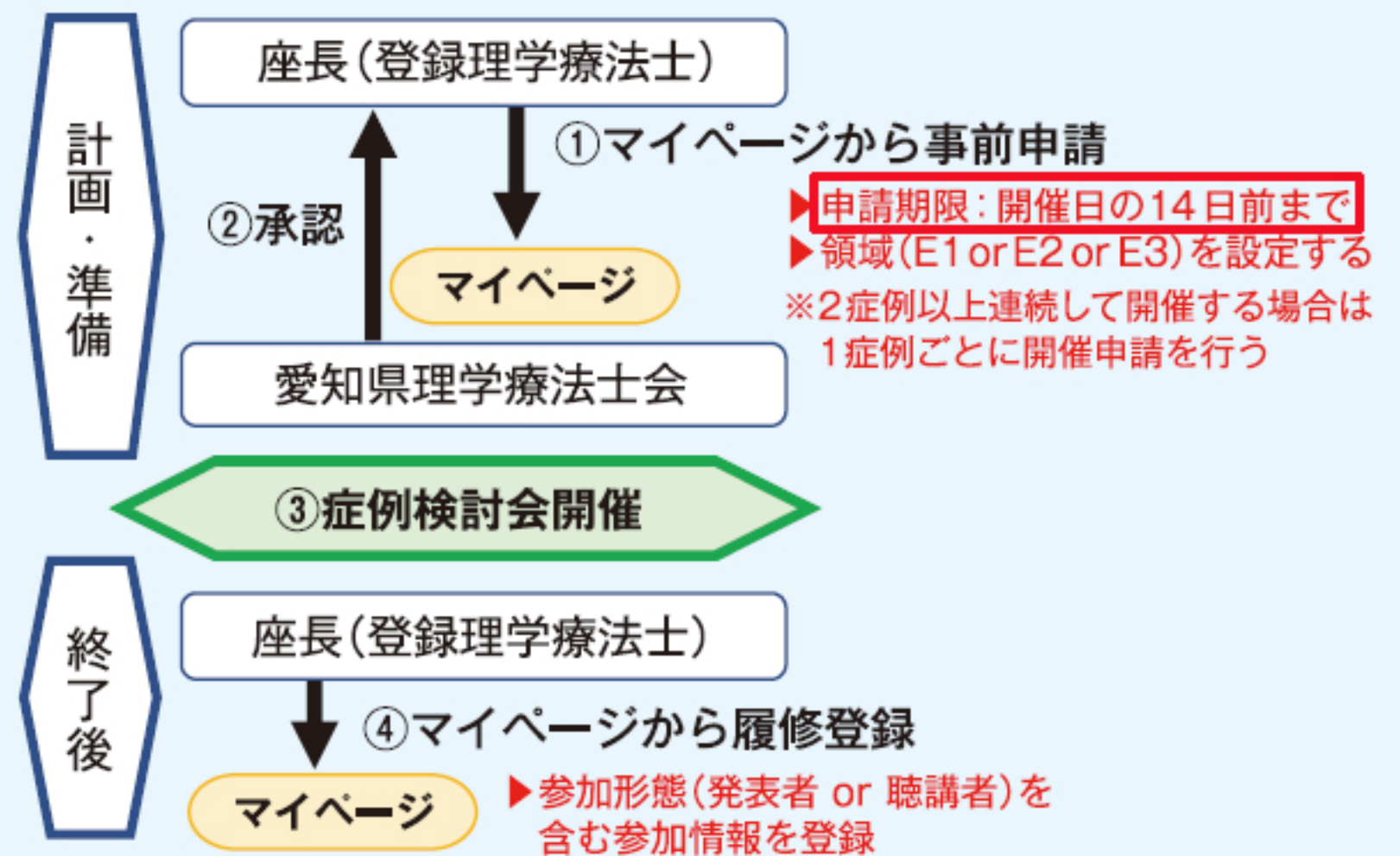
《愛知県士会追加項目》

- ▶ 1症例30分以上の発表(質疑応答を含める)が行われること
- ▶ 申請者である座長は、申請の際に選択した講義テーマ(E1~E3)に応じた症例検討がなされるよう、提示される症例や検討内容を調整する

協会マニュアル▶



申請の流れ



士会「承認」研修会・講演会・ワークショップ等

取得できるポイント

登録理学療法士更新のためのポイント:
1h=1ポイント(0.5ポイントが最小単位)

開催要件

協会指定の開催要件は協会マニュアルに記載

《愛知県士会追加項目》

- ▶ 参加資格(士会会員限定、地域限定等)は申請者が定めること
- ▶ オンデマンドの研修は、質疑応答が可能であること、受講後に確認テストなどが設定されており、視聴したことが証明できることを条件とする

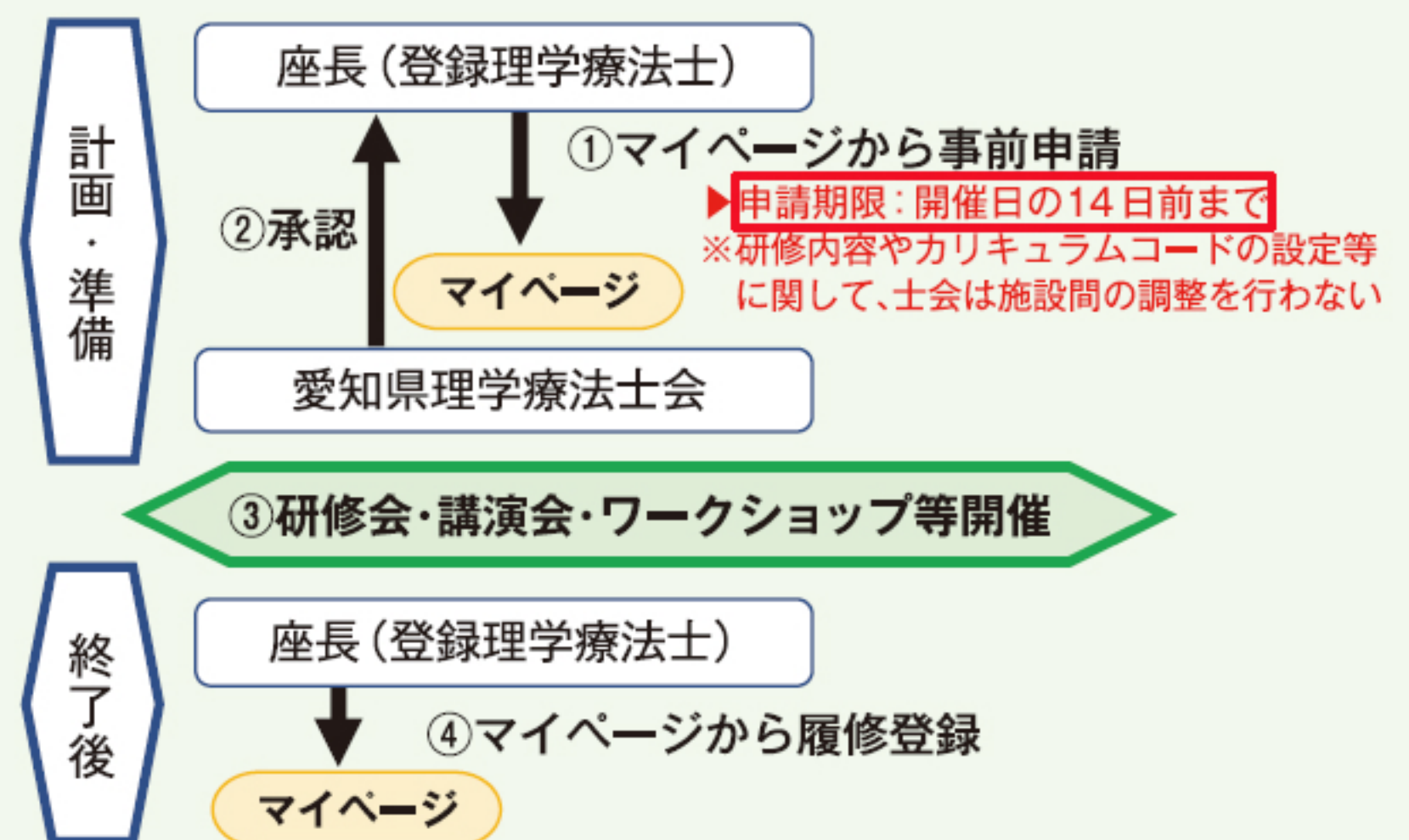
※新制度開始後の申請状況や日本理学療法士協会の意向を踏まえ、愛知県士会として開催要件を追加・変更する可能性があります



協会マニュアル▶



申請の流れ



- ※要件を満たしているか判断しかねる場合は、担当者から資料の提出を求める
- ※資料の提出を求められた場合、申請者はHPのURLや案内資料、案内メール等、研修会の詳細が明記されている資料を提出する
- ※申請内容に誤りがないか、不正がないか等、担当者が細部まで確認する必要がある不正が発覚した場合、該当する申請者および主催者からの申請を一定期間認めない等の対応をとることがある